

（仮称）利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会

設立趣旨（案）・規約（案）

令和7年3月27日

(仮称)利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会

設立趣旨（案）

利根川下流域は、水郷として河川では日本最大級のヨシ原が広がり、希少かつ多様な生物の生息、生育、繁殖の場となっています。しかし、その豊かな環境も、外来種の侵入等により悪化が確認されるようになり、平成25年からは3市1町のエリアを対象に、専門家の助言と自治体等関係機関の協力を得て自然再生事業を進めてきました。その成果は、コジュリン、オオセッカ、ヒメイトトンボ、ヤマトシジミなど、この地域を象徴する貴重な生物の生息が維持されていることに加え、多様な生物が生息する良好な環境であることを象徴するかのようになり、コウノトリが定着・繁殖するようになっています。また、事業により再生や保全に取り組んだ自然地は未来を担う中学生の自主性も育まれる環境・体験学習の場ともなっています。

コウノトリ・トキが舞う魅力的な地域を目指したエコロジカル・ネットワークの取組が関東各地で連携し推進されています。利根川下流域においても、歴史ある水郷のポテンシャルを最大限に活かした取組をさらに発展・進化させて行くことが重要と考えています。具体的には、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、自治体、民間事業者や地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が有効な空間を形成し、河川空間を活かした賑わいの創出を目指すものです。また、この地域の資源として、これまでの川を軸に流域と人、あらゆる関係者が多層的に繋がる自然再生の取組があり、そこには多様な生物が生息する環境と、新たにコウノトリが加わり、まさしくネイチャーポジティブの実現と、魅力ある地域づくりの融合を図る広域連携のモデルとなり得るものです。

このたび、これまでの取組の発展・進化に向け連携強化を図るため、推進母体として「（仮称）利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会」を設立します。

(仮称)利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会 規約 (案)

(目的)

第1条 利根川下流域は、水郷として河川では日本最大級のヨシ原、また、湿地や干潟が広がり、希少かつ多様な生物の生息、生育、繁殖の場となっています。平成25年からは3市1町のエリアを対象に、専門家の助言と自治体等関係機関の協力を得て自然再生事業を進めてきました。その成果は、この地域を象徴する貴重な生物の生息が維持されていることに加え、コウノトリが定着・繁殖、さらには未来を担う地域の子供たちを育む場ともなっています。コウノトリ・トキが舞う魅力的な地域を目指したエコロジカル・ネットワークの取組が関東各地で連携し推進されています。利根川下流域においても、歴史ある水郷のポテンシャルを最大限に活かし、賑わいの創出、ネイチャーポジティブの実現と、魅力ある地域づくりの融合を図る広域連携のモデルを目指し、これまでの取組を発展・進化させることを目的に、その推進母体として「(仮称)利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項についてアクションプランを策定し実施する。

- (1) 利根川下流域エリアにおけるネイチャーポジティブを実現するための取組に関すること。
- (2) 利根川下流域エリアと他のエリアとのエコロジカル・ネットワーク形成の取組に関すること。
- (3) 利根川下流域エリアにおける河川空間を活かした賑わいのある地域振興・経済活性化等の取組に関すること。
- (4) アクションプランの進捗管理と、必要に応じた変更に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第3条 本協議会は、別紙の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会を円滑に進めるため、アクションプランの検討や取組を促進する実務担当で構成する作業部会を設置する。
- 3 協議会の取組については、学識経験者等専門家の助言等を必要に応じて受けるものとする。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長(以下「所長」という。)が招集するものとする。

- 2 協議会の構成員は、所長に対し、協議会の開催を求めることができるものとする。
- 3 協議会の運営は、所長及び第5条に規定する事務局(以下同じ)が行うものとする。
- 4 協議会に出席できない構成員は、書面(電子メールを含む。以下は同じ)により資料及び意見を提出することができるものとする。
- 5 協議会を開催できない場合は、構成員からの書面による意思表示によって、協議会開催に賛同できるものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所流域治水課に置く。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として報道機関を通じて公開し、会議での配布資料等は、利根川下流河川事務所ホームページに掲載するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして協議会において非公開とすることが適当であると認められた場合については、この限りでない。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営そのほかに関し、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は令和7年 月 日から施行する。

(仮称) 利根川下流域エコネット・地域づくり推進協議会 構成員名簿 (案)

(構成員)

茨城県 神栖市長

千葉県 銚子市長

千葉県 香取市長

千葉県 東庄町長

茨城県 土木部 河川課長

千葉県 県土整備部 河川環境課長

関東地方整備局 河川部 河川環境課長

関東地方整備局 利根川下流河川事務所長

(事務局)

関東地方整備局 利根川下流河川事務所 流域治水課